

12. 学則

専門学校 ちば愛犬動物フラワー学園

第1章 総 則

[目 的]

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、動物の飼育看護及び植物の育成に関する知識、技能を修得させると共に、動植物の愛護の精神に深い理解を持つ、生命を慈しむ人間教育を行い、広く社会に貢献させ、国際感覚に富む教養を備えた社会人を育成し、社会、業界に寄与することを目的とする。

[名 称]

第2条 本校は、専門学校 ちば愛犬動物フラワー学園という。

[位 置]

第3条 本校は、千葉県千葉市中央区新宿2丁目14番13号に置く。

第2章 組織、修業年限及び学生定員

[組織、修業年限]

第4条 本校の課程、学科及び修業年限は次の通りとする。

文化・教養専門課程

動物管理科	昼間	2年制	夜間	2年制
植物管理科	昼間	2年制		
動物看護科	昼間	3年制		

[学生定員]

第5条 本校の収容定員は、次の通りとする。

文化・教養専門課程

動物管理科	昼間	各学年	270名	計	540名
	夜間	各学年	40名	計	80名
植物管理科	昼間	各学年	20名	計	40名
	動物看護科	昼間	各学年	40名	計

第3章 学年、学期及び休日

[学年、学期の終始期]

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[学 期]

第7条 学期を分けて、次の通りとする。

前 期	4月1日から	9月30日まで
後 期	10月1日から	3月31日まで

[休業日]

第8条 本校の休業日を次の通りとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (2) 土曜日、日曜日
- (3) 本校創立記念日 12月22日

- | | | |
|-----------|----------|---------|
| (4) 夏期休業日 | 8月 1日から | 8月31日まで |
| (5) 冬期休業日 | 12月26日から | 1月 5日まで |
| (6) 春期休業日 | 3月21日から | 4月10日まで |

第4章 入学、休学、退学及び転学

〔入学資格〕

第9条 本校に入学できる者は、次の通りとする。

高等学校卒業者、又は同等の学力を有する者。

〔入学手続、許可〕

第10条 本校の入学手続きは、次の通りとする。

1. 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第17条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに
出願しなければならない。

2. 前号の手続きを終了した者に対して、入学試験又は面接を行い、校長が
入学者を決定する。

〔休学、退学及び転学〕

第11条 休学、退学、転学しようとする者は、その事由を付して校長に届出なければ
ならない。

第5章 教育課程及び終始時刻

〔授業科目、授業時数〕

第12条 本校の授業及び授業時数を別表の通りとする。

〔授業の終始時刻〕

第13条 本校の授業終始時刻を次の通りとする。

昼間部 午前9時00分より 午後4時50分まで

夜間部 午後6時00分より 午後8時50分まで

但し、授業時間は校長が必要と認めた時は、これを変更することがある。

第6章 課程修了の認定及び卒業

〔課程修了の認定〕

第14条 課程修了の認定は、試験の成績並びに出席状況等により行う。

〔卒業〕

第15条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

〔専門士〕

第15条の2 前二条の規定により文化・教養専門課程動物管理科（昼間部）、植物管理科、動物看護科を修了した者には、専門士（文化・教養専門課程）の称号を授与する。

第7章 教職員

〔教職員〕

第16条 本校につきの教職員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教員 | 14名以上 |
| (3) 事務職員 | 2名以上 |

第8章 入学金、授業料、その他

〔納付金〕

第17条 本校の入学金、授業料は次の通りとする。

(1) 入学検定料	昼間	20,000円	夜間	20,000円
(2) 入学金	昼間	120,000円	夜間	60,000円
(3) 授業料(年間)	昼間	1年 840,000円	2年 840,000円	
		3年 840,000円		
(4) その他 施設費(年間)	夜間	1年 420,000円	2年 420,000円	
	昼間	1年 360,000円	2年 360,000円	
		3年 360,000円		
	夜間	1年 180,000円	2年 180,000円	

第18条 入学金は入学の際に納入しなければならない。

2. 納付金は出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

第19条 学生が休学したときは、前条第2項の規定にかかわらず納付金を免除することがある。

〔納入金の返還〕

第20条 既に納入された入学金、授業料、及び施設費は、原則として返還しない。

第9章 賞 罰

〔褒 賞〕

第21条 学生が成績優秀にして他の模範となるときは、これを褒賞する。

〔退 学〕

第22条 次の各号の一つに該当する者は、これを退学させる事ができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 指定した期日までに納付金の納入が行われない者

付 則

1. この学則は平成11年4月1日から施行する。
2. この学則施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

付 則

1. この学則は平成12年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は平成13年3月8日から施行する。

付 則

1. この学則は平成13年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は平成14年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成15年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成16年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成18年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成23年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成25年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成26年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成27年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成28年4月1日から施行する。
但し第15条の2については平成28年2月29日から施行する。
付 則
1. この学則は平成29年2月28日から施行する。
付 則
1. この学則は平成29年4月1日から施行する。